

富士市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

富士市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

昭和41年11月1日

条例第16号

〔注〕平成5年から改正経過を注記した。

改正 昭和52年12月14日条例第39号

昭和62年3月26日条例第3号

平成5年6月30日条例第18号

(この条例の趣旨)

第1条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関してはこの条例の定めるところによる。

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

一部改正〔平成5年条例18号〕

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和52年12月14日条例第39号)

この条例は、昭和53年1月1日から施行する。

附 則(昭和62年3月26日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成5年6月30日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。